

戦争は「わたくし」がお嫌い

よしたけ てるこ
吉武 輝子

憲法調査会が「憲法『改正』」のゴーサインを出した。今年は護憲派の実力を問われる年になる、と根っからの極楽とんぼのわたくしも居ずまいを正している。改憲という言葉を見聞きすると、一直線に戦争の永久放棄を明記した九条に神経が集中する。しかし敗戦後、現行憲法の制定をめぐって、反対派が最後の最後までと頑強に抵抗したのは、天皇主権の問題でもなければ、戦争永久放棄の九条でもなく、非民主的で人権侵害の象徴とGHQが見なした家制度の廃止を目的とする二十四条だった。だからつつい、家庭生活における個人の尊厳と男女の基本的平等を保証するというこの二十四条ができたおかげで、個人ー『わたくし』が初めて市民権を得たんですよ」といつもかなり熱っぽく語り続けてしまう。反対派が頑強に抵抗したのは、個人ー「わたくし」が市民権を得ることによって、天皇家族主義国家の国体が護持できなくなることを恐れたからである。戦前は、天皇はお父様、国民は赤子。だから天皇の命令には是非を問うことなく従わなければならないとし、周知徹底させるために家制度を利用、小天皇家父長の命に家族は是非を問うことなく従うことを法的に規定したのだった。

個人ー「わたくし」は、必ず批判精神をもつ。だから「わたくし」を生きる人を非国民と断じたのである。以後わたくしは、たとえ万人が黙していたとしても、それが戦争への道につながると気がついたときは、「みんなが」ではなく「わたくし」という一人称を使ってノーの意思表示を明らかにして生きることしきりに徹してきた。

有事法が成立して以来、「二十四条『改正』」の動きがあらわになってきた。「家族保護法」の中身を読んでみると、被保護者に貶められ、「わたくし」を生きることの権利が奪い去られていることに気づかされる。九条と二十四条はセット。ということは「平和と男女平等」はセット。男も女も「わたくし」を生きることが、真の男女共同参画社会なのだと痛感することしきりである。

■プロフィール 1931年兵庫庫生まれ。作家。1954年に東映宣伝部に入社、日本初の女性宣伝プロデューサーとなる。1970年に退社後、女性問題を中心とした文筆活動に取り組む。『女人吉屋信子』などの女性伝記をはじめ、『夫と妻の定年学』『老いては人生桜色』『炎の画家三岸節子』『わたし』を生ききるために一知っておきたい一番たいせつなこと』など著書多数。